

性同一性障害特例法の速やかな改正を求める意見書（案）

2023年10月25日、最高裁判所大法廷において、「性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律」（以下、特例法）に定められた性別変更における生殖不能要件は、憲法第13条に違反し無効である」との決定が15名の裁判官の全員一致によりなされました。

決定は、生殖線除去手術を要しない性同一性障害者に対し、身体への侵襲を受けない自由を放棄して強度な身体的侵襲である生殖腺除去手術を受けることを甘受するか、又は性自認に従った法令上の性別の取り扱いを受けるといった重要な法的利益を放棄して性別変更審判を受けることを断念するかという過酷な二者択一を迫るものであり、過剰な制約を課すものであると断じました。

また、外観要件については差し戻しとなりましたが、3人の裁判官が生殖不能要件と同様、身体への侵襲を受けない自由を制約するとして反対の意見を表明しています。

特例法が制定された2003年当時は性同一性障害は国際的にも医学的疾患とみなされて性別適合手術はその最終治療とされ、多数の国が性別変更に生殖不能要件を定めていましたが、2014年世界保健機関などがこれに反対する共同声明を出し、2017年には欧州人権裁判所が人権条約違反との判決を下しました。2019年には国際疾病分類においても性同一性障害は病気や障害ではないとされ、現在では生殖能力の喪失を要件としない国は相当数に上っています。「病理モデル」から本人の性自認のあり方を尊重する「人権モデル」への変更が世界の潮流です。

手術は生命や身体への危険を伴い、不可逆的な結果をもたらします。自己の意思に反して手術を受けることは人格的生存に関わる重要な権利の侵害となります。憲法第13条に基づき、手術要件を廃止すべきです。

よって、政府に対し、特例法の手術要件を廃止する法改正を速やかに行うよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2023年12月 日

（日本共産党）